

## 「千葉市文化財保存活用地域計画」の作成について

### 1 経緯

平成30年6月の文化財保護法の改正により、都道府県による「文化財保存活用大綱」の策定、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」の文化庁長官による認定が制度化された。本市においても「千葉市文化財保存活用地域計画」作成に向けた検討を行い、令和3年度は作成着手に向けた準備作業として、これまでに実施された既存文化財調査記録の内容整理や本市の文化財施策上の課題抽出、作成体制および作成スケジュールの検討等を行った。

### 2 現状と課題

#### (1) 既存文化財調査記録の内容整理

千葉市域における各種文化財（有形・無形・民俗等）の悉皆確認調査は、概ね一度は実施されているが、特に建造物（社寺・古民家・石造物、近代建造物）等の分野においては、調査の実施から年月が経っており、所在・現況の追加確認調査が必要である。

#### (2) 文化財施策上の課題

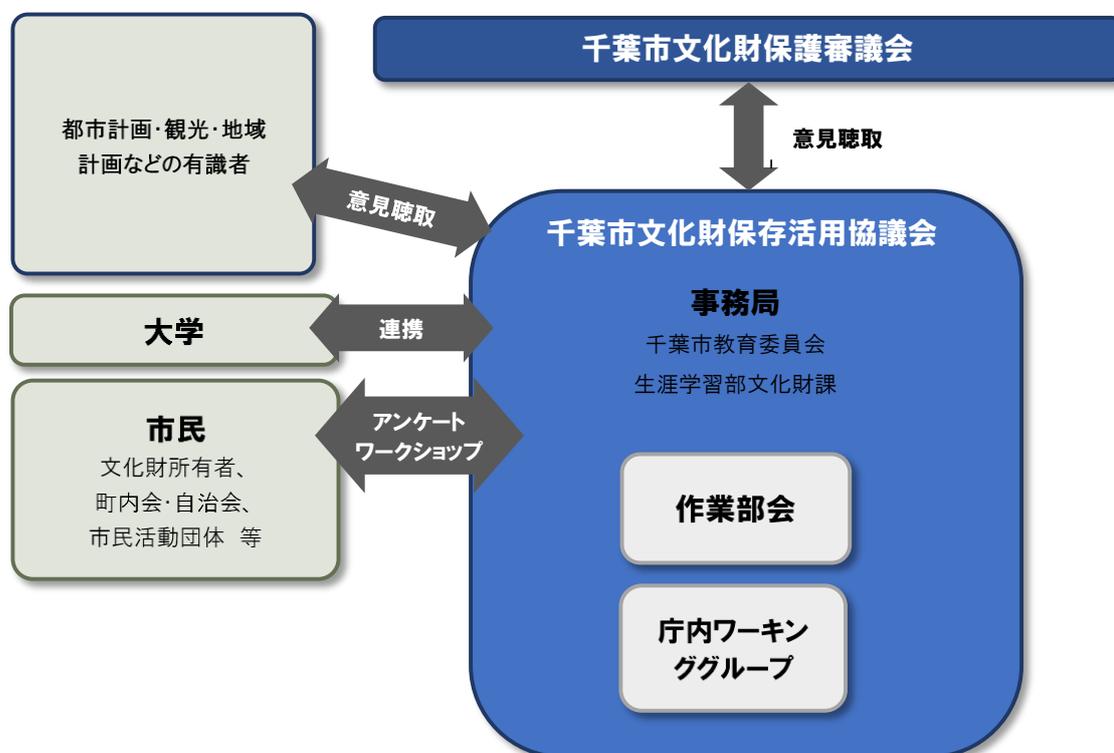
これまで、加曽利貝塚や歴史的建造物など、特定の文化財に対する事業計画は作成されてきたものの、文化財施策の総合的な計画は定められていない。本市における歴史文化の特徴の整理などを行い、本市の文化財施策の根幹となる指針を定め、市内に所在する文化財を計画的に保存・活用を行う必要がある。

また、市内には市民にその存在や価値が知られていない文化財も多く存在する。指定・登録・未指定を問わず、文化財を市民により身近に感じてもらうための仕組みを検討する必要がある。

### 3 作成体制(案)

地域計画の作成においては、文化財の所有者、市民団体、商工関係団体、観光関係団体等を構成員とする協議会（文化財保護法183条の9に規定）を設立し、同協議会を計画の作成主体とすることで、多様な意見を取り入れた計画の作成を行う。また、市民を対象とした講座やワークショップなどを開催し、文化財の保存・活用への市民意識を高めるとともに、市民意見を聴取し、計画に反映させる。なお、作成の過程において本審議会に定期的に報告を行い、審議会からの助言・指導を得ながら作成を進める。

## 作成体制（案）のイメージ図



## 4 作成スケジュール(案)

作成期間：令和4～6年度の3年間（令和6年12月認定を予定）

※詳細は別紙のとおり

別紙 作成スケジュール(案)のイメージ

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護審議会						意見聴取						意見聴取
協議会						協議会設置/第1回						第2回
調整	庁内調整・準備		業者選定など			庁内ワーキンググループ						
										文化庁協議		
地域計画作成	計画の素案作成											
	文化財(未指定含む)リストの作成											
	市民意識の把握(関連計画等のアンケート活用)・課題抽出(文化財所有者アンケート)											
その他	市内文化財悉皆確認調査(古民家、近代化遺産)											
市民講座										市民講座		
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護審議会					意見聴取							意見聴取
協議会					第3回							第4回
調整	庁内ワーキンググループ											
				文化庁協議				文化庁協議			文化庁協議	
地域計画作成	計画案の作成											
	文化財リスト作成/関連文化財群・保存活用区域の検討											
	進行中の事業整理/課題・方針・措置の全体調整											
	実施推進体制の検討											
	市内文化財悉皆確認調査(石造物、近代化遺産)											
	ワークショップ開催											
								ワークショップ結果報告・シンポジウムなど				
												計画案のとりまとめ
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護審議会		意見聴取										
協議会		第5回						第6回				
調整		計画案完成	文化庁協議		計画完成	認定申請			認定			
			文化庁協議			認定申請						
地域計画作成	計画書全般・調整											
			パブリックコメント							パンフレット作成・印刷		
										シンポジウム・パンフ配布等		